

ポイント

。現行の地方交付税制度、財政規律緩む恐れ
。地方への財源保障が貧困のわなの原因に
。交付税は格差是正に特化、地方は財政責任

エッセイ ミックス



土居丈朗 教授 慶大

4月10日の都道府県知事と政

令市長選挙を皮切りに、1年に1度の統一地方選挙の投票日が今行われる。今後4年間の地方自治の趨勢を決める重要な選挙である。自公連立の小泉純一郎政権での「三位一体改革」の後、麻生太郎政権までは地方分権改革は具体的な着手に至らず、政権交代時に「地域主権」を旗印に掲げた民主党政権下でも改革の議論は不徹底のまま今日に至

経済教室

っている。地方分権、地域主権は掛け声倒れで、中央集権的な制度が依然残っている。目下の地方自治体は、国から

らびも付添補助金の国庫支出金や後に詳述する地方交付税を分配され、国が関与する形で地方債を発行して運営している。国と地方は財政面では

るものうち、ひも付きである国庫支出金は政治的にも問題視され続けている。一方、地方交付税や地方債については現状では何が問題なのか必ずしも認識が国民に共有さ

地方の財政 どう支援

地方交付税とは、国が自治体に義務付けた事務事業の財源で足りない部分を保障した

されたのが、地方交付税をめぐる「予算制約のソフト化」だ。現時点の税収が足りないため、債務を負って事業を実施した場合、その事業は当該自治体の今後の事業収入で返済するが原則で、本来は債務を事業収入だけで返済できなくとも国は一切返済しない。ところが自治体が過度に債務を負い自力で返済できなさそうになると、国はその自治体を救済せざるを得ない。自治体の事務事業は事前には予算の範囲内に制約されて

「国依存」は極力縮小を

負担転嫁避け、裁量広げよ

率の引き上げによる地域住民の税負担増を求めても、税収の純増につながりにくいとして、国からの資金に過度に依存する性質を明らかにした。その上で、わが国の地方財政制度は、一面、地方に資金を配分している国に強い権限があるように見えるが、実際は地方が地域限定の既得権をもつと考える方がもつともらしいと結論づけた。とすると地方分権は、自治体の財政上の自由度を拡大することではなく、交付税制度に内在するソフトな予算制約をハード化し、自治体に財政規律を求め方向を追求すべきだろう。

これは、片善博徳総務相がかつて言及した、地方交付税の「貧困のわな」とも相通じるものだ。貧困のわなとは、開発経済学などの専門用語で、経済成長（所得の増加）がなかなか持続せず、わなに陥ったかのように貧困から抜け出せない状態を意味する。片山氏は、手厚く地方交付税を分配する現行制度が、日本の地域経済を貧困のわなに陥らせていると指摘した。

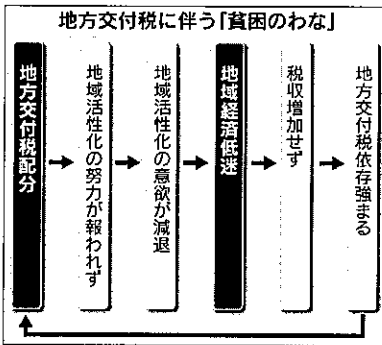
科大准教授らの論文で証明されている。07年に出版された筆者の著書「地方債改革の経済学」では、地方交付税と地方債の制度にまたがる問題点として、地方債元利償還金の交付税措置を早期に廃止することを提言した。幸い、主要な地方の公共事業のうち、新規事業は昨年度から地方交付税で手当てしないことになった。この点は評価できるが、予算制約のソフト化を防ぐため、さらなる廃止が求められよう。

いるのに、事後的には国が自治体の破綻を避けようとする側面があるため、予算の制約が弱まってしまう。これが「予算制約のソフト化」である。04年の井堀利宏東京大学教授の研究でも、地方交付税が予算制約をソフト化させ、自治体は国の予算にただ乗りでき、これが地方の予算獲得競争を刺激していると指摘。さらに自治体は地方税の税率を自由に決定できないか、あるいは決定できる場合でも税

しかし08年の研究で堀場勇夫青山学院大学教授と持田信樹東大教授は、交付税からみて税収確保を意図するという自治体のモラルハザードは存在しないと結論づけた。だが田近栄治一橋大学教授と宮崎毅明海大准教授らは08年の研究でこの論点をより詳細に分析し、自治体が交付税に依存する度合いが高まるほど税収確保の誘因を弱めるとし、モラルハザードがあると示唆し、堀場・持田氏の論文の結論

地方交付税の分配の問題は地方債の発行とも密接に関わっている。現在の交付税制度では、自治体が地方債を発行して事業を実施した後、年度末に生じるその元利償還費を、基準財政需要額に算入する。これを国が事前に認めている。すると元利償還費を支出する年度にはその分だけ基準財政需要額が増え、交付税の分配額も増加することになる。いいかえれば、元利償還金の交付税措置が講じられた地方債を発行した自治体は、その償還負担の多くを財源が全国民から徴収する国税である交付税に依存して地元負担を免れ、他地域の住民に負担を付け回しているわけだ。地方債の元利償還の地元負担が軽減されるため、公共事業などが過度に誘発される可能性もある。

本稿での指摘は、国や地方の公務員が怠慢であると叱責するものではない。現行制度の不備で公務員の努力が報われない結果となつている点を問題視している。制度が変われば公務員の努力が報われ住民からも高く評価されることになる。経済学は、そうした立場から議論し提言していることを忘れてはいけない。



996年に提示した筆者の分析を支持する結果を得ている。この分析に基づけば、現行の地方交付税の算定方法は、自治体の税収確保努力が報われない仕組みといえる。

この性質は、05年の別所俊一郎一橋大専任講師と筆者の論文や、06年の石川達哉ニッセイ基礎研究所主任研究員や今年刊行された小林航平葉商

4人の筆者が交代で執筆、原則、月1回掲載します。